

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和5年度第3回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和5年10月3日(火)午後1時54分から午後4時24分まで
開 催 場 所	403集会室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員長、栗原副委員長、清本委員、清委員、池田委員、 矢口委員 欠席者：なし 事務局：企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：福祉総務課長、福祉総務課市民なやみごと相談係長、生活福祉 課長、生活福祉課経理・医療係長、スポーツ振興課長、スポ ーツ振興課スポーツ振興係長
報 告 事 項	1 令和5年度第2回行政評価委員会の会議結果について 2 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について
議 題	1 事務事業の外部評価について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 その他
結 論 (決定した方 針、残された問 題点、保留事項 等を記載する。)	議題1 事務事業の外部評価について 「No.9 生活困窮者及び被保護者就労準備支援等事業」及び「No. 18 総合型地域スポーツクラブ支援事業」について、外部評価を実 施した。 議題2 行政評価委員会としての意見整理 第1回会議で審議した事務事業3件に係る外部評価(修正案)及び 第2回会議で審議した事務事業3件に係る外部評価(案)について確 認し、以下のとおりとした。 ○No.1 DX推進事業 … 原案のとおりとした。 ○No.14 「モノレールを呼ぼう!市民の会」交付金交付事業 … 原案のとおりとした。 ○No.17 市立小・中学校健全育成推進奨励費補助事業 … 原案のとおりとした。 ○No.11 歯周疾患検診事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することと した。 ○No.12 公的病院等運営費補助事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することと した。 ○No.2 職員自主研究グループ補助事業 … 原案のとおりとした。
審 議 経 過 (主な意見等を 原則として発言 順に記載し、同 一内容は一つに まとめる。)	報告事項1 令和5年度第2回行政評価委員会の会議結果について 令和5年度第2回行政評価委員会の会議結果について、会議資料に 基づき事務局から報告した。 会議録については、修正等があれば10月10日(火)までに事務局

(発言者)
○印=委員
●印=説明員
■印=事務局

へ連絡することとした。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

報告事項2 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について

行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について、会議資料に基づき事務局から報告した。

意見等があれば10月10日(火)までに事務局へ連絡することとした。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

議題1 事務事業の外部評価について

事務事業の外部評価について、会議資料に基づき事務局から説明した。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

- - - - - 事務事業の外部評価に関する審議 - - - - -

No.9 生活困窮者及び被保護者就労準備支援等事業

生活困窮者及び被保護者就労準備支援等事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

○ 委託先の事業所について伺いたい。

● 公募型プロポーザル方式により決定した「中高年事業団やまて企業組合」に委託しており、就労準備支援員が市役所に常駐し、対象者に各種支援を行っている。

○ 本事業の委託をやまて企業組合に決定した理由について伺いたい。

● 手元に当時の資料がないため正確なことは言えないが、プロポーザル方式により決定したため、金額だけでなく都内の他自治体で多くの受託実績があることも評価につながったと考えている。

○ 対象者はどのように選定しているのか。

● 生活保護受給者については、各ケースワーカーによるケースワークの中で、就労支援を行う前段階にある被保護者の利用につながっている。

● 生活困窮者については、市民なやみごと相談窓口において日常的に様々な相談を受ける中で、直ちに就労支援を開始するのが難しい

など、状況に応じて本事業の利用につなげている。また、家族からの相談を受ける中で本事業を案内する場合もある。

- 3種類の支援の内容について伺いたい。
- 生活自立支援については外出支援や生活リズムの改善等を、社会自立支援については他者とのコミュニケーションを重視し共同作業やボランティア体験等を、就労自立支援については就労体験やハローワークへの同行、履歴書等の作成支援等を行っている。
- 生活保護受給者及び生活困窮者を合わせた全体の支援対象者数及び就労に至った人数を伺いたい。
- 合計43人に対して支援を行い、6人の就労に結び付けた。
- 感覚的には就労に至った人数が少ない印象である。
- あくまで就労準備支援を行うものであり、就労支援とは別の事業と捉えていただきたい。本事業は、就職活動をすることが困難な人を対象としており、長期的に伴走支援を行うものである。朝決まった時間に起きられない人に対しては、生活リズムの改善などの生活自立支援から始めるため、1、2年で就労に至る人数を増加させるのは困難である。
- 本事業を開始してから現在までで、就労に至った人数の平均値を捉えているか。
- 開始当初からの数字は手元にはないが、生活困窮者については令和元年度から令和3年度までで支援対象者が就労に至った実績はない。
- 就労に至る率について、他の自治体と比較したことはあるのか。
- 他の自治体の実績とは比較したことがない。
- 1年間の支援により就労につなげるのは困難であると思料するが、利用者が希望すれば年数の上限なく継続して支援することができるのか。
- 年数に上限は設けていない。4、5年間継続して支援している人や、就労後に退職し再度本事業を利用する人もいる。
- 平均でどの程度の期間支援しているのか。
- 正確な数値は把握していないが、ほとんどが長期的に支援している。
- 生活保護受給者と生活困窮者ではニーズが違うのかもしれない。
- 委託料は一括して支払っているのか。
- 仕様書に基づき年間契約しており、委託料は月ごとに支払っている。
- 支援対象者数によって委託料が変動するのか。
- 対象者数の上限は予算で対応できる範囲として仕様書で定めているが、その数によって委託料が変動するわけではない。また、対象者が少ない場合には、面談回数を増やしたりプログラムを拡充したりするなど、工夫して対応している。
- 現状の対象者数は、上限と比較してどの程度なのか。支援員の業務はひっ迫している状況なのか。
- 一人に対する支援としては相談や同行、カウンセリングなどの様々な支援があるため、対象者数の多寡で測るのは容易ではない。生

活保護受給者については、令和4年度の支援対象者数は28人であるが、これらの支援の延べ回数は合計で6千回を超えている。

- 評価調書にもその実績を記載していればより評価しやすかった。
- 3年間同じ予算額であるが、委託料が何に充てられているのかわからないと、この金額が妥当なのかの判断が難しい。
- 委託料の充当先については、主に常駐する支援員の人件費である。
- 毎年度同額の予算となっているのはなぜか。
- 5年間の複数年契約となっているためである。
- 生活保護受給者と生活困窮者の予算は同額となっているが、両課で同じ予算ということか。
- 合計約700万円の予算をそれぞれの課で2分の1ずつ案分している。
- 人件費を考えると費用対効果は高いと思料する。
- 生活保護受給者と生活困窮者では対応も異なると思う。特に生活保護受給者に対する就労支援に注力していただきたい。
- 就労支援事業は本事業とは別に実施しており、就労支援員を常駐させてハローワークと連携しながら各種支援を実施しているため、御理解いただきたい。
- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実績が少ないのか。
- 人との接触が敬遠されたことが大きいと考えている。
- 委託事業者からは、事業の実績等の報告を受けているのか。
- 毎月報告を受けている。
- 委託事業者からは、昨今の社会情勢等の変化に応じて委託料の増額等の交渉を受けることはないのか。
- 仕様書にはそのような規定はなく、また、委託事業者からの相談もない。
- 委託料が変わらないのであれば、上限まで支援対象者数を増加させて多くの人を支援した方がよいと思料する。
- 常駐している支援員は1人なのか。
- メインで常駐している支援員は1人であるが、休暇や外出等の状況に応じて別の支援員が対応するなど、常に不足のない支援ができる体制が整えられている。
- 生活困窮者のうち、ひきこもりの単身者など相談に来ることが困難な人もいると思うが、窓口に来てくれないと支援につなげるのは難しいのではないのか。
- 御意見のとおり、アウトリーチが課題であると認識している。そのため、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターや地域包括支援センター、民生委員等と連携し、本事業の対象になりそうな人がいたら案内してもらうようにしている。このように他の資源を活用しながら対象者を掘り起こしに努めているところであり、今後もアウトリーチ機能を強化していきたいと考えている。
- 令和4年度に実績が増加した理由は何か。
- 正確に分析するのは困難であるが、令和2、3年度はコロナ禍で外出や対面での対応が控えられたことや、他の金銭的な支援を活用し

て何とか生計を立てていた人が支援対象となったということが考えられる。他に、地道な広報や関係団体と連携して周知を進めたこと等により本事業が定着してきたことも考えられる。

ただし、本事業の対象者が増加しているのは、事業が有効であると言える一方、それだけ切迫感が増加しているということも言えるため、一概に良い評価はできないと考えている。

○ プロポーザルにより適正に委託事業者を決定し、毎月事業の報告を受けていることや、対象者を窓口での相談につなげるために関係団体との連携を図っているのは評価できる。しかし、本当に困っている人にサービスが行き届くための努力は継続してほしい。

○ これまでの話をまとめると、本事業は、直ちに就労が困難である生活困窮者及び被保護者を対象として、個々の状態に応じた生活指導や社会参加訓練などの就労準備支援を行うものであり、その意義は十分に認められることから、今後も継続することが適当である。

また、支援員を常駐させて利用者の状態に応じたきめ細かな支援を行うとともに、毎月の報告により継続的に実績を把握していることや、関係団体と連携しアウトリーチにより本事業の利用につながっていることは評価できる。

今後も、真に支援が必要な人に本事業が行き届くための努力を継続していくことが肝要である。

No. 18 総合型地域スポーツクラブ支援事業

総合型地域スポーツクラブ支援事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

○ 本事業の対象は「よってかっしゅクラブ」1団体のみであるが、新規設立の申請があれば何団体でも対象となるのか。

● 上限はないが、国のスポーツ振興計画では、各自治体に1団体の設立を求められている。なお、八王子市では18の団体があり、自治体により団体数は異なっている。

○ 団体の設立要件はあるのか。

● 設立を希望する団体からの申請を受け、審査して該当すれば対象となる。

○ 市内の他のスポーツ団体に補助することは可能なのか。

● 可能性はあるが、その団体に規約が存在することやスポーツのほか文化活動も行うことが条件となるため、実際には難しいと思われる。

○ 会員の年齢要件はあるのか。

● 特段設けていない。

○ 国のスポーツ振興計画に位置付けられているため、定義や目的は

そこに明記されていると思料する。しかし、従来のスポーツ団体ではなく総合型地域スポーツクラブに補助する必要性が見出せない。

- 広域的なスポーツ活動によりコミュニティを形成することを目指しており、競技の上達に特化したものではなく、誰でも気軽に様々な活動に参加できることが特色である。
- スポーツをすることよりも参加者同士の交流を主眼としているのか。
- そのとおりである。オリンピック選手を育成するような指導に特化したものではなく、スポーツや文化活動を通じて地域のコミュニティ形成を図ることが大きな役割である。
- 民間でも、オリンピック選手の育成を目的とするような指導をせず、会費収入により運営している団体はあると思う。市が補助する意義が分からない。
- 身近な地域でスポーツや文化活動ができることを推進するものであるため、市内の各地域に団体を設立することが理想である。
- 国の方針では、地域をベースに気軽にスポーツ等に参加できる場所を創設し、国民が生涯を通じてスポーツに関わることを促進するという狙いがある。
- 健康のためだけでなく、地域とのつながりを作るという側面もある。
- これまでの話では、総合型地域スポーツクラブはスポーツ振興政策ではなく、地域政策に重点を置いていると感じる。
- どちらの面もあると認識している。
- 現在も、スポーツ、文化活動を行う団体にそれぞれ補助していると思料する。生涯スポーツを促進する観点からは、地域でスポーツ・文化活動の両方に参加できる団体に補助することに意義があるということか。
- そのとおりである。単一でなく多種目の競技等を行えることが必須条件であり、各地区に団体を設立するのが理想である。
- どの程度の範囲の地域ごとに団体を設立するのが望ましいなどの基準はあるのか。
- 特段の基準はない。
- 本市の規模でもコミュニティとして成立するのが理想という考え方であると思料するが、単体でスポーツ・文化活動を行う団体もある中で、「よってかっしえクラブ」の会員になるメリットは何なのか。
- コミュニティ作りが大きなテーマとなっており、「よってかっしえクラブ」への参加をきっかけに地域参加をしてもらいたい。今後も多世代、多種目、多志向により皆が気軽に楽しめるクラブを目指したい。
- 171人の会員で9教室があるというが、例えばフットサルに参加したことをきっかけに他の教室に参加するグループとの交流が始

まったなどの事例はあるのか。

- ある。全部で9教室あるため、最初は一つにしか興味を持っていないくても、全ての教室に会員価格で参加できるため他の教室に興味を持つことが多い。色々な種目に興味を持ってもらうためには総合型が有利であると考えている。
- 60万円というのは1団体当たりの固定額なのか。
- 固定額ではない。将来的にはクラブの自立に向けて補助額を減額していき、最終的に会費や参加費により運営してもらうことが理想であると考えている。
- 総合型地域スポーツクラブについての広報は行っているのか。
- 年に1回市報に掲載しているほか、市ホームページに掲載しているが、宣伝効果はあまり出ていないと思われる。今後は工夫して会員数の増加を図る必要があると考えている。
- 会員数は微増しているとのことであるが、伸び率はどうなのか。
- 平成28年度の312人をピークに減少を続けている。ただし、減少の理由としては、年会費を徴収せずに会員登録のみを行っていた人を会員として計上しないように見直したことが大きいと考えている。
- 評価指標の目標会員数を360人としているが、360人集まれば、補助を減額できるのか。
- 大人と学生で会費に差を設けていることもあり、360人集まれば確実に補助の減額をできるとは言えない。ある程度会員数が増加した段階で減額の交渉をしていく。
- 会費を一人1,000円として計算すると、360人集まったとしても36万円にしかならないため、会費を増額するしかない。
- 会費の増額により自立するのは簡単かもしれないが、魅力のある活動をしているかの方が問題である。また、総合的に多種目の活動を実施していることにより、他の単独種目を実施する団体との差別化を図れているかが重要である。
- 補助を行うことを決定した当初の目的は何なのか。
- クラブの設立及び運営の補助が目的である。
- 市として本事業をコミュニティ形成の核とするのであれば、極端に言えば、自治会や老人クラブに対する補助を削減してその分を本事業に充当することも考えられる。
一方、スポーツを習い事のような個人的なものとして考えるのであれば、団体の自立を目指さないという発想もある。
- 方針が分かりにくい。市場で成立しているような習い事など対価で運営するようなものでなく、地域で役に立つものであると捉えれば、税金から補助するのではなくクラウドファンディングなどの寄附を募ることも考えられる。
- 例えば、民間のカルチャーセンターなどは、講師にとっても参加者にとってもブランドにより品質が保証されているため、総合的に実

施する意味もあると思う。

しかし、総合型地域スポーツクラブがなぜ多種目の活動を実施するのは理解が難しい。収益性があるような種目で新しい教室を開いてくれる講師がいればよいが、そのような人がこの枠の中での活動に魅力を持つとは思えない。

- 理想はそうであるが、単にこれまでの経験で講師をできる人が担っているというのが現状である。今後はそのような状況を変えていく必要があるとは考えている。
- 補助金を出すだけでなく、クラブの経営を戦略的に育成していくような支援を行う方が大切なのではないか。
- アドバイスはできると考えている。
- 補助の減額を自立と捉えているのであれば、難しくはないと思う。
- 補助をなくすことができるかは不透明であり、また、それが自立かと言われるとそうではないと思料する。
- 60万円という補助額は適正なのか。
- 現状ではクラブの活動を維持できているので、適正であると考えている。
- 現在、新規設立を考えている団体はあるのか。
- ない。
- 地域コミュニティをベースとして誰もが自由に参加できる団体を育成することに公益性はあり、市民にとって有効な施策であると言える。

しかし、会員数はピークと比較して減少している現状があることや、本来は活動拠点ごとに団体が設立されている状況が理想であるが、そこまでに至っていないことから、そのための活動だけでなく、団体育成のためのマネジメントが必要である。

また、団体を実施する総合的な活動には、魅力的になるようなプログラムやメニュー作りが欠けており、参加者が増えない要因であると思料する。必ずしも自立を求めず公的支援を継続する意味はあるため、単に財政的な自立ではなく誰もがコミュニティをベースに自由に参加していくための活動の中身の充実を合わせて考えていかないと改善効果は低い。

- これまでの話をまとめると、本事業は、地域コミュニティを基本とした誰もが自由に参加できる総合型地域スポーツクラブの育成を目的として、その設立や運営に係る費用を補助するものであり、一定の必要性が認められる。また、コミュニティ支援の観点からは、必ずしもクラブの財政的な自立を促す必要はないため、継続することが適当であると思料する。

他方、本事業の趣旨を踏まえれば、現状ではクラブの設立が1団体となっていることや会員数が減少していることから、公平性及び有効性に疑問が残る。

よって、新たなクラブの設立に向けて団体の育成に注力するとと

もに、会員数の増加を図るため、活動が魅力的なものになるよう実施内容の充実等に向けた助言や支援を行うなど、より効果的な事業に発展させていくことを求めたい。

議題 2 行政評価委員会としての意見整理

第 1 回会議で審議した事務事業 3 件の外部評価（修正案）及び第 2 回会議で審議した事務事業 3 件の外部評価（案）について提示した。

No. 1 DX 推進事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No. 1 4 「モノレールを呼ぼう！市民の会」交付金交付事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No. 1 7 市立小・中学校健全育成推進奨励費補助事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No. 1 1 歯周疾患検診事業

- 第 1 段落の「意義が認められる」の記載について、毎年 400 人の受診者のうち 300 人が精検者となっており、早期発見に一定の貢献をしているため意義があり、実績もあると思料する。

第 2 段落の「毎年同じ人が受診することのないよう」の記載について、そのような人がいるかどうかかわからないことが問題であるという話であったと記憶している。よって、歯周病の予防と早期発見という本事業の趣旨に照らし、不適切な利用が行われているかを把握していないことが課題である旨の表現に修正していただきたい。また、「コスト」という記載については、額の問題ではなく、診療費と間接費に分けるなど内訳を明確にすることが重要である。透明性の確保の観点から、委託料の算定根拠を明らかにすることが肝要である旨の表現に修正していただきたい。

- 「毎年同じ人が受診することのないよう」という表現について、これだけに見えるのは良くないため、あえて残さなくてもよいと思料する。
- いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

	<p>No. 1 2 公的病院等運営費補助事業</p> <p>○ 第1段落の「省令に基づき適正に補助されているものと思料するため」の記載について、特別交付税で措置されている額については評価が難しいが、市負担分については裁量の余地があると思料するため、「市負担分の算定根拠を明確にする」などの記載を追加してほしい。</p> <p>■ 恐らく病院と市で協議した上で毎年度補助しているもので、市の裁量だけで減額するのは難しいと思料するが、所管課の説明を聞く限りでは、交渉の余地はあると思料する。</p> <p>○ 政治的に決まっている部分もあると思料するが、市民目線では、市負担分の算定根拠は明示した方がよい。</p> <p>○ 第4段落の「医療行為以外の面」という記載について、病院側に求めすぎていると思われるため、「面」を「場」に変えた方がよいのではないか。</p> <p>○ コロナ禍以前は、地域のイベント等に出店し、血圧測定を実施するなど、地域と連携していたため問題ないと考える。</p> <p>■ いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。</p> <p>No. 2 職員自主研究グループ補助事業</p> <p>○ 原案のとおりでよろしいか。</p> <p>○ 異議なし。</p> <p>議題3 その他 次回以降の会議のスケジュールについて、事務局から報告した。</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>○ 特になし。</p>
--	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 傍聴者： 0 人</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>[]</p>
--------------------	--

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)</p>
---------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財政部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

（日本産業規格A列4番）